

6月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和8年6月12日(金) 13時30分 ~ 14時20分

会議の開催場所 彦根市役所 5-1、5-2会議室

会議の内容

議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第22号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申出

出席農業委員は下記のとおり

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 大西 太郎 | 11 澤田 勘一(副会長) |
| 2 辻 宏(Bブロック長) | 12 中川 嘉和 |
| 3 田中 金二(会長) | 13 辻野 久和(Aブロック長) |
| 4 高田 克己 | 14 田附 隆司 |
| 5 吉岡 巳津夫 | 15 林 敏 |
| 6 北村 文尾 | 16 濱村 功 |
| 7 伴 孝子(副会長) | 17 疋田 菜穂子 |
| 8 北川 悟 | 18 西川 末美 |
| 9 小林 爲夫 | 19 月田 晴男 |
| 10 松宮 秀治(Cブロック長) | |

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

- 11 西澤 育男 16 田中 重和 19 前田 善隆 21 小林 昇

会議に欠席した農業委員

- 4 高田 克己 12 中川 嘉和 16 濱村 功 17 疋田 菜穂子

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 橋本 邦彦 副主幹兼農地係長 安賀 喜博 副主査 八木 貴大

当日の記録係

副主幹兼農地係長 安賀 喜博

○ 議長(田中 金二)

定刻となりましたので、ただいまから6月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言

ご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶)

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

4 高田 克己 12 中川 嘉和 16 濱村 功 17 疋田 菜穂子
から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

11 西澤 育男 16 田中 重和 19 前田 善隆 21 小林 昇
に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。15番 林 敏 委員、18番 西川 末美 委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

(会長経過報告)

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を6月5日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 林 敏 委員

(現地調査立会報告)

○ 議長 (田中 金二)

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いいたします。

○ 事務局 (安賀 副主幹)

議第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第22号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申出

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3条申請審議】

それでは、議第20号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 1番案件

1番案件の申請地は、農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる青地となっており、稲里町集落の南側に位置します。

譲渡人は農業をされていないため農地の適正管理が難しく手放したいと思っておられたところ、申請地の西隣り農地を所有され、近隣で●●を営む譲受人との間で売買する話がまとまったものです。

譲受人は、申請地においては水稻の耕作する予定であり、また●●としても使用される予定となっており常時従事要件に抵触する恐れはありません。

また、地域計画は、譲受人が将来の耕作者となるよう変更予定であり、地域計画の達成に支障が生ずることはないものと思われまます。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 西澤 育男 推進委員、大西 太郎 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

特に問題ありません。

○ 大西 太郎 委員

特に問題ありません。

○ 澤田 勘一 委員

3条許可を行う場合は、あらかじめ地域計画を変更し、譲受人が将来の耕作者となるよう目標地図を修正しておく必要があるのではないですか。

○ 事務局（安賀 副主幹）

目標地図の達成に資するよう許可の判断を行うことが求められる一方、あらかじめ地域計画を変更しなければ3条許可ができないとまではされておられません。

このため、本市では、農林水産課が所管する農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画も含め、並行して手続きを進めるとともに、年度末に一括して農林水産課が目標地図を修正することとしております。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 2番案件

続きまして2番案件です。申請地は農業振興地域外、市街化調整区域の農地となっており、滋賀県立大学西側にある八坂町集落の中に位置します。

譲渡人は県外に居住されており、これまでから妹である譲受人が耕作してこられました。このたび贈与により所有権を移転されることで話がまとまったものです。

譲受人は、申請地に隣接する自己所有農地とあわせて、これまでから申請地を耕作しており、常時従事要件に抵触するおそれもございません。

また、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題はございません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 田中 重和 推進委員、林 敏 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

これまでから耕作されており、問題ありません。申請人からの聞き取り内容と事務局が作成された現地立会用資料で、申請地の範囲に差異がありますが、どのように認識されていますか。

○ 事務局（安賀 副主幹）

現地立会用資料については、便宜的に航空写真と地番図を重ね合わせたものを活用しており、土地の境界を示すものではございませんので、ご理解願います。

○ 林 敏 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、次の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

3条 3番案件

続きまして3番案件です。申請地は農業振興地域内の農用地区域外、いわゆる白地となっており、上岡部町集落内に位置します。

譲渡人は、高齢となり住宅を売却するにあわせて、集落内に所有する申請地を売却したいと考えておられたところ、住宅を購入して移住しようとしている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

譲受人は、上岡部町集落内の住宅に移住された後、申請地で家庭菜園をされる予定となっており、常時従事要件に抵触する恐れはございません。

さらに、地元の農業関係者にも同意をいただいております、地域との調和要件も問題はありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 小林 昇 推進委員 何かコメントがあればお願いします。なお、欠席の中川 嘉和 委員からは、事前に問題がない旨の報告を受けております。

○ 小林 昇 推進委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

4条 1番案件

転用目的は専用住宅です。

元々、申請人の実家は道向かいの●●にあったとのことですが、昭和53年に申請人のお父様が今回の申請地に住宅を建てられました。今回、申請人が資産整理をされていたところ、登記地目と課税地目が異なっていることに疑問を持たれたことで農地転用ができていなかったことが判明し、申請されたものです。

申請地は、巡礼街道の日夏町中沢交差点から北に200mほど、彦根日夏郵便局のある交差点をずっと西に進んだところに位置する、市街化調整区域内、農業振興地域内農用地区域外、いわゆる白地農地にあたります。

まず立地基準につきましては、背後に農地は広がっていますが、引いてみると住宅に囲まれた農地となっております。このため、集落で住宅等が連たんしていることから、第3種農地分類されます。第3種農地は、原則許可が可能です。

一般基準について、利用計画としましては、申請人の現住居として、引き続き専用住宅用地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきまして、水路の付け替え等は当時きちんとされているようで、特に問題は見受けられません。水路挟んで北側は申請人の畑ですが、こちらもしっかりと耕作されています。

南部土地改良区の意見書が添付されている他、その他、各種必要な書類の添付もいただいております。また顛末書の添付をいただいております。今後は農地法を遵守する旨お約束をいただいております。このため、一般基準については問題無いものと思われ

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 前田 善隆 推進委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 前田 善隆 推進委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。続いて案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

4条 2番案件

転用目的は貸資材置場です。

申請地については県の公共事業で何度も一時転用を繰り返していたところです。お墓や道路の位置関係から周辺農地と一体的な利用が難しく、最初の転用前からギリギリ農地性を保っていて保全管理している場所だったようです。これを何度も転用を繰り返すうちに、完全に雑種地化してしまいました。

そしてこの度、●●がこの申請地を長期で借り受けたいとの申し出があったことから、今後も引き続き資材置場として貸していきたいとして、貸資材置場での転用許可申請があったものです。

申請地は、田附町内を通る県道上稲葉線の交差点から北へ100m ちょっと入ったところで、こちらは集落の外れ、青地との境界付近にあたり、農振地域内の白地です。立地基準上は第2種農地にあたります。

第2種農地も代替性がなければ原則転用できませんが、周辺には同規模で非農地というか、営農がされていないまとまった農地は無く、周辺営農に影響を与えない観点から代替性はないため、転用可能と判断できます。

では、一般基準について、利用計画としましては、土地全体を転用し、今後は貸資材置場として利用されます。周辺農地への被害防除措置等について、申請地は墓地、道路に囲まれており、隣接農地はなく、特に問題はありません。

愛西土地改良区の意見書の添付、そして貸付先となる●●との賃貸借契約書の写し

を添付いただいています。当初契約期間は1年ですが、自動更新となっているため、事実上の恒久転用となっています。

その他、各種必要な書類の添付もいただいております。また、顛末書の添付もいただいております。今後は農地法を遵守する旨お約束をいただいております。これらのことから、一般基準についても問題無いものと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について 田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【土地改良法第3条の申出】

続きまして、議第22号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申出を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（安賀 副主幹）

それでは、議第22号 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申出について説明します。土地改良事業では、組合員が運営を行っておられますが、この組合員資格の付与について、内容によっては農業委員会の承認が必要とされており、本件はその承認にかかる議題となります。

土地改良区は、1筆1資格者として事業参加資格者が、土地改良区の組合員となる制度で、事業参加資格者は、土地改良法第3条の規定に基づいて事業資格者の位置づけが定められていることから、通称「3条資格者」と言われています。

この3条資格者は、原則的に耕作者となります。自作地では所有者であり、貸借地では耕作者となります。ただし、貸借地においても農業委員会の承認を得れば所有者が資格者となることができます。今回は、この資格者変更にかかる承認となります。

この度、所有者が愛西土地改良区における土地改良事業に参加する資格を希望され

るにあたり、耕作者から所有者に3条資格を移すための申出となります。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、大西 太郎 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 大西 太郎 委員

承認することが相当であると考えます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては承認とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんは、ご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

— 推進委員退室 —

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

報告第18号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は6件

報告第19号 農地法第3条の3の規定による届出報告 今月は6件

報告第20号 農地転用届出報告 今月は2件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

局専報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告件数は1件 面積は1,233㎡です。

局専報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告件数は7件 面積は2,629㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、続きまして、その他「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

—— 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」に基づき説明 ——

○ 議長（田中 金二）

他に何か議論はありますでしょうか。

○ 伴 孝子 委員

6月4日に開催された彦根市農業再生協議会の通常総会に出席しました。当日の近畿農政局滋賀県拠点からの説明内容は、資料が取扱注意ということでしたので差し控えますが、6月7日に自民党が全国8か所で「全国キャラバン」を開催する予定であること、9月には新しい方針が発表予定であることを回答されたことを情報共有します。このことについては、本日発行の全国農業新聞でも取り上げられておりますので、委員各位はご一読願います。

○ 議長（田中 金二）

特によろしければ、これをもちまして、6月定期総会を閉会させていただきます。本日はご苦労様でした。